

# 森町次世代育成支援後期行動計画



北海道茅部郡森町

平成22年3月作成

## 目 次

### 第1章 計画の基本事項

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画推進の考え方

### 第2章 計画の背景

- 1 子どもの状況
- 2 家庭の状況
- 3 計画策定体制と経緯等

### 第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本的な視点
- 3 計画の目標

### 第4章 計画の推進

- 1 基本目標に基づく施策の体系
- 2 具体的推進施策の内容

### 第5章 計画を進めるために

- 1 進行管理と評価の推進
- 2 財源
- 3 啓発と交流・情報提供・相談体制の強化

## 第1章 計画の基本事項

### 1 計画策定の趣旨

平成15年7月「次世代育成支援対策推進法」「少子化社会対策基本法」が施行され、新たな少子化対策がスタートしました。

これを受けて、平成17年3月、旧森町及び旧砂原町において「次世代育成支援行動計画」を策定し、森地区及び砂原地区においてそれぞれ計画を推進してきました。

平成22年3月、前期行動計画期間終了に伴い、基本理念や基本視点を継承し、今後も予想される少子化対策及び子育て対策を目的とした「森町次世代育成支援後期行動計画」を策定しました。

### 2 計画の位置付け

森町は、平成20年3月「第1次森町総合開発振興計画（森世紀21プラン）」を策定しました。この計画は合併後の新森町の施策の基本方針を示したもので、「森町次世代育成支援行動計画」の基本を示すものです。

その他、関連計画として、「北の大地☆こども未来づくり北海道計画」の理念・目標や取組を継承するものです。

また、この行動計画は次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」、児童福祉法第56条の8に基づく「保育計画」として位置付けられません。

### 3 計画の期間

計画の期間は、平成17年度から平成21年度まで5年間を前期計画とし、平成22年度から平成26年度までの5年間を後期計画とします。

### 4 計画推進の考え方

次世代の育成に向けて、思春期保健対策や若者の安定的な就業の促進や交流・結婚機会の充実などを図るとともに、若い世代や職場で働く女性が安定して子どもを育み、子育てができ、次代を担う子どもたちが健やかに育つよう、関係部門・関係機関が一体となって、多様化する保育ニーズに対応した保育内容の充実を図ります。

さらに、子育てに関わる相談・学習・交流機能の充実、子育てサークルの育成・支援、遊びや体験機会の充実、身近で安全な遊び場の確保、放課後の居場所づくり、母子保健サービスの充実、児童虐待の防止、さらには職場における子育て環境づくりや育児に配慮した住環境等の整備などを図ります。

また、母子・父子家庭などの生活の安定と自立の促進を図るため、関係機関と連携し、助成制度の周知や交流・相談・指導などの充実に努めます。

## 第2章 計画の背景

### 1 子どもの状況

#### (1) 年少人口の減少

国勢調査では、合併後の平成17年の総人口は19,149人、老年人口は4,922人となっています。平成7年と比較すると、総人口、年少人口及び生産年齢人口は減少し、老年人口は増加しており高齢化が進んでいます。

平成21年4月1日現在の住民基本台帳による総人口と平成17年を比較すると総人口、年少人口及び生産年齢人口は減少、老年人口は増加し合併後はさらに高齢化が進んでいます。

●年齢3階層別人口							(単位:人、%)
区分	年少人口		精算年齢人口		高齢人口		総人口
	人	率	人	率	人	率	
平成7年	3,314	15.8	13,713	65.3	3,979	18.9	21,006
平成12年	2,777	13.7	12,802	63.3	4,654	23.0	20,233
平成17年	2,491	13.0	11,736	61.3	4,922	25.7	19,149
平成21年	2,476	13.4	10,747	58.3	5,210	28.3	18,433

\* 平成21年4月1日現在は住民基本台帳、それ以外は国勢調査数値である。

(2) 児童人口の減少

総人口に占める児童（0歳～17歳）人口の割合は徐々に減少し、住民基本台帳でも少子化は進んでいます。

●児童の人口 (単位:人、%)

区分	総人口	児童人口	割合	0～5歳	6～11歳	12～17歳
平成17年	19,554	3,064	15.7	962	1,041	1,061
平成18年	19,215	2,960	15.4	932	998	1,030
平成19年	18,977	2,901	15.3	906	984	1,011
平成20年	18,693	2,845	15.2	888	969	988
平成21年	18,433	2,784	15.1	855	944	985

\* 住民基本台帳

(3) 出生の減少

平成17年度から平成21年度まで出生数は、人口の減少とともに減少、出生率も徐々に減少しています。

●出生と出生率の状況 (単位:人、%)

区分	人口	出生数			出生率
		男	女	計	
平成17年度	19,554	74	64	138	7.1
平成18年度	19,215	67	79	146	7.6
平成19年度	18,977	75	55	130	6.9
平成20年度	18,693	61	60	121	6.5
平成21年度	18,433	59	49	108	5.9

\* 住民基本台帳

(4) 合計特殊出生率の低下

合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の出生率を合計したもので、1人の女性が一生に平均で何人の子どもを産むのかを計算したものです。

森町は、国、北海道よりも上回っていますが、減少傾向となる可能性も全国比較で見込まれるところです。

●合計特殊出生率の状況 (単位:人)

区分	森町	北海道	全国
平成15～19年平均	1.52	1.19	1.31

(5) 婚姻の状況

現在、少子化の一つの要因と言われている未婚率をみると、全国比較で下回っていますが、徐々に増加傾向となっています。

特に35歳～39歳の男性女性ともに未婚率が増加しています。

傾向としては、未婚・晩婚化が全国と同様に森町でも進んでいますと考えられます。

●未婚率の推移

(男性)

(単位:%)

区分		20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳
平成7年	森町	86.5	58.6	31.5	20.5
	全国	92.6	66.9	37.3	22.6
平成12年	森町	84.2	62.8	39.3	23.1
	全国	92.9	69.3	42.9	25.7
平成17年	森町	81.6	58.2	43.5	33.0
	全国	93.4	71.4	47.1	30.0

(女性)

(単位:%)

区分		20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳
平成7年	森町	74.5	36.6	18.9	11.7
	全国	86.4	48.0	19.7	10.0
平成12年	森町	77.0	42.0	23.9	14.5
	全国	87.9	54.0	26.6	13.8
平成17年	森町	73.9	44.4	26.5	18.0
	全国	88.7	59.0	32.0	18.4

\*国勢調査

## 2 家庭の状況

### (1) 世帯数と平均世帯人員の状況

住民基本台帳の世帯状況は、合併後世帯数及び平均世帯人数は徐々に減少していますが、大きな変化となっていません。

#### ●世帯数と平均世帯人員の状況 (単位:人)

区分	人口	世帯数	平均世帯数
平成17年度	19,554	7,692	2.5
平成18年度	19,215	7,688	2.5
平成19年度	18,977	7,741	2.5
平成20年度	18,693	7,740	2.4
平成21年度	18,433	7,760	2.4

\* 住民基本台帳

### (2) 単独世帯の増

世帯類型の核家族を平成7年と平成17年とを比較すると大きく減少しています。

単独世帯が大幅な増加となっており、原因は晩婚化による単独世帯、配偶者逝去などによる高齢者単独世帯、離婚による離別単独者世帯などが考えられます。

#### ●世帯類型 (単位:世帯、%)

区分	総数	核家族		うちひとり親世帯		三世帯世帯		単独世帯		その他	
		率	率	率	率	率	率				
平成7年	7,155	4,248	59.4	528	7.4	154	2.2	1,505	21.0	1,248	17.4
平成12年	7,180	4,209	58.6	559	7.8	136	1.9	1,677	23.4	1,158	16.1
平成17年	7,345	4,089	55.7	647	8.8	127	1.7	2,075	28.3	1,054	14.3

\* 国勢調査

(3) 女性の就労状況

就労人口は、女性は増加、男性は減少傾向にあります。また、就業率では全ての産業において低下がみられます。

●産業別15歳以上就業者数 (単位:人、%)

区分	総数	うち女性		うち男性		第一次産業		第二次産業		第三次産業		分類不能	
		率	率	率	率	率	率	率	率	率	率		
平成7年度	10,686	4,617	43.2	6,069	56.8	2,486	23.3	3,720	34.8	4,479	41.9	1	0.0
平成12年度	10,289	4,508	43.8	5,781	56.2	2,330	22.6	3,553	34.5	4,406	42.8	0	0.0
平成17年度	9,373	4,175	44.5	5,198	55.5	2,145	22.9	2,998	32.0	4,221	45.0	9	0.1

\* 国勢調査

次に女性の労働人口就業者数をみると、人口比率労働力人口比率とも上昇しています。

●女性労働力人口等 (単位:人、%)

区分	総人口	女性労働力人口	対総人口比	女性就労者総数	対女性労働力人口比
平成7年	21,006	4,617	22.0	4,441	21.1
平成12年	20,233	4,508	22.3	4,360	21.5
平成17年	19,149	4,404	23.0	4,175	21.8

\* 国勢調査

また、15歳から49歳までの就業率をみますと、未婚、結婚後の夫婦共働き等の理由により割合は上がっていると考えられます。特に35歳から49歳までの就業率が上がっていますが、要因としては、子育てがひと段落したり、不況などによる家計補助等が考えられます。

●女性の就労状況

(単位:人、%)

区分		平成7年	平成12年	平成17年
15～19歳	総人口	159	147	104
	就業者数	131	127	78
	就業率	82.4	86.4	75.0
20～24歳	総人口	429	405	455
	就業者数	364	361	420
	就業率	84.8	89.1	92.3
25～29歳	総人口	347	338	333
	就業者数	321	318	306
	就業率	92.5	94.1	91.9
30～34歳	総人口	332	333	358
	就業者数	322	319	325
	就業率	97.0	95.8	90.8
35～39歳	総人口	398	368	365
	就業者数	389	359	343
	就業率	97.7	97.6	94.0
40～44歳	総人口	600	439	413
	就業者数	589	434	396
	就業率	98.2	98.9	95.9
45～49歳	総人口	677	603	436
	就業者数	666	599	428
	就業率	98.4	99.3	98.2

\* 国勢調査



### 3 計画策定体制と経緯等

#### (1) 計画策定体制

本計画の策定にあたっては、学校関係者、民生児童委員、PTA連絡協議会、子育て支援者を含む17名で構成する「森町次世代育成支援行動計画策定委員会」を設置、審議し、策定しました。

#### (2) ニーズ調査集計結果

国の指示により、家庭類型別にしました。

##### ●家族類型別児童数及び構成比

(単位:人、%)

区分		ひとり親 家族	フル × フル	フル × パート	専業	パート × パート	無職 × 無職	その他	計	
現在	3歳 未満児	児童数	12	23	38	59	15	2	5	154
		構成比	7.8	14.9	24.7	38.3	9.7	1.3	3.2	100
	3歳 以上児	児童数	42	37	78	96	30	2	4	289
		構成比	14.5	12.8	27.0	33.2	10.4	0.7	1.4	100
	就学児	児童数	39	38	82	90	34	1	7	291
		構成比	13.4	13.1	28.2	30.9	11.7	0.3	2.4	100
潜在	3歳 未満児	児童数	25	130	149	13			10	327
		構成比	7.6	39.8	45.6	4.0	0.0	0.0	3.1	100
	3歳 以上児	児童数	53	132	166	7	1		6	365
		構成比	14.5	36.2	45.5	1.9	0.3	0.0	1.6	100
	就学児	児童数	51	171	151	4			10	387
		構成比	13.2	44.2	39.0	1.0	0.0	0.0	2.6	100

#### (3) 平成26年度の推計児童数

##### ●平成26年度の推計児童数

(単位:人)

区分	3歳未満児	3歳以上児	就学児
推計児童数	350	388	406

\*就学児の範囲は、小学1年～小学3年までです。

### 第3章 計画の基本的な考え方

#### 1 基本理念

森町の次世代育成支援対策の目指す方向性として次の基本理念を定めます。

「みんなが応援 子育て・親育ち こどもの笑顔 かがやく町に」

森町では、子どもを持つ家庭ばかりではなく、地域のあらゆる人たちがそれぞれに協力しあえる分野で積極的に児童や親の育成を支援してもらえるような仕組みづくりの推進を目指します。

#### 2 基本的な視点

本計画の実現に向けて、基本理念の下、計画の方向性を以下のように定めます。

- 子育ては「人づくり」であり、次の世代に親となる子どもたちに、親になることの心がまえなどの教育の支援や、働きかけを支援します。
- 子どもの感じ方・見方を尊重し、子どもが安全で親が安心できる、地域における子育ての推進を図ります。
- 子育てと仕事との両立支援のみならず、家庭における子育ての孤立化の防止等、広くすべての子どもと家庭への支援を推進します。

#### 3 計画の目標

今後の次世代育成支援対策の施策検討にあたり、以下の3項目を重点的な視点として推進します。

なお、この視点を基本とした考え方の実現に向け、行政が最大の努力を払うことはもとより、住民一人ひとりや保護者、さらには関係団体や関係機関等と連携を図りながら、これらの視点を踏まえ積極的に取組み、本計画の具体化に努めていく必要があります。

### <その1>次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進める必要があります。このため、次代の親づくりの視点として以下のような具体的な方針を定めます。

子どもが親になった時、子育てを楽しく思える、また子育ての喜びや生きがい、生命の尊さを若い世代に伝えられるような支援環境づくりを行います。

### <その2>子どもの視点

次世代育成支援対策の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要です。このため、子どもの視点として以下のような方針を定めます。

輝く未来と無限の可能性を持つ子どもの成長を第一に願い、「子どもにとっての幸せ」を考えた環境づくりを図ります。

### <その3>

子どもを心身ともに健やかに育むためには、すべての家庭が安心して子育てができる環境整備が必要です。このため、すべての子どもと家庭への支援の視点として、以下のような方針を定めます。

本計画では、社会全体で子育て家庭をサポートできる体制づくりを図ります。また、女性の社会進出の増加に伴い、子育てしながら働きやすい環境づくりを促進します。

上記3項目を受け、具体的な行動目標の指針となる以下の基本目標を定めます。

#### (1) 地域における子育ての支援

子どもの幸せを第一に考えて、すべての子育てをしている人々が安心して子育てができるよう、子どもの健全な成長を地域全体で見守れる様々な子育て支援サービスの充実を推進します。

即ち、子育て家庭が必要とする情報の提供や、地域における子育てネットワ

ークの形成の促進など、地域資源等の活用により家庭と地域の子育て力の向上に取り組みます。

- ・地域における子ども支援ネットワークづくり
- ・豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり
- ・保育所サービスの充実
- ・子育て支援サービスの充実
- ・子育て支援ネットワークづくり
- ・一時保育の推進

## (2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

親が安心して子どもを産み、また全ての子どもが健やかな成長の実現に向けて、生き生きと育つ地域づくりのため、安全かつ快適な妊娠・出産・子育ての推進や育児不安の軽減、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導を強化します。

また、思春期保健対策や母性、父性の育成を推進し、次代の親づくりとなる基盤の構築に取り組みます。

- ・子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり
- ・母子、思春期保健の確保と小児医療等の充実
- ・食育の推進
- ・妊婦、出産に関する安全性と快適さの確保

## (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を備え、かつ調和のとれた人間として成長するために、様々な支援体制の充実に取り組みます。

学校・家庭・地域等地域資源のネットワークにより、子どもを産み育てることのできる喜びを実感できる仕組みづくりを展開するとともに、子どもの未知なる可能性を教育や遊び、日常の暮らしの中で育む教育力を向上させます。

- ・次代を担う心身ともにたくましい人づくり
- ・健やかに産み育てる環境づくり
- ・子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- ・次代の親の育成
- ・学校の教育環境の整備
- ・有害環境対策の推進

#### (4) 子育てを支援する生活環境の整備

子どもと子育てを行う保護者が、安心かつ安全で快適な生活を送れるよう、快適な居住空間や安心してのびのびと活動できる都市空間を整備します。

さらに安全・安心して外出することができる道路交通環境の整備を推進し、子育ての実態に配慮し、これを支援する総合的な街づくりに取り組みます。

- ・子育て家庭を支援する地域づくり
- ・子育てを支援する生活環境の整備
- ・良好な住宅環境の確保
- ・安全な道路交通環境の整備
- ・安全安心まちづくりの推進
- ・各種保育施設、医療費などへの助成

#### (5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事と子育ての両立支援や、子育て中の家庭の負担軽減を図るため、男性を含めた働き方や就業体制を見直し、男女がお互いに協力しながら子育てを行える働きやすい環境を整備します。

さらに、国、道、事業主、関係団体と連携を図りながら広報・啓蒙活動を推進します。

- ・男性を含めた働き方の見直し、多様な働き方の実現
- ・仕事と子育ての両立の推進

#### (6) 子ども等の安全の確保

核家族化や都市化の進行に伴い、隣近所との関わりは以前より薄まり、また犯罪の増加、凶悪化など、子どもを取り巻く環境は悪化し、子どもの安全は脅かされています。

子どもを危険から守り、安全を確保するために、関係機関等と連携した活動を推進し、子どもの一人歩きに不安を感じなくてもすむ街づくりに取り組みます。

- ・交通安全の推進
- ・犯罪等の被害防止活動
- ・被害にあった子どもの保護の推進

## (7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

児童虐待の防止対策や母子家庭等への自立支援、障害児への支援を必要とする家庭や子どもに対して、充実した支援体制を整備するとともに、こうした状況に置かれた家庭や子どもへの無理解・無関心を根絶し、安心して生活できる地域環境づくりを推進します。

- ・児童虐待に関する相談体制の整備
- ・母子家庭、父子家庭の自立支援の推進
- ・障害児施策の充実
- ・障害ある児童への教育の充実



## 第4章 計画の推進

### 1 基本目標に基づく施策の体系

#### (1) 地域における子育ての支援

##### ①地域における子育て支援サービスの充実

- ア 居宅において保護者の児童の養育を支援する事業  
家庭訪問支援事業（子ども家庭支援員）
- イ 施設において保護者の児童の養育を支援する事業  
放課後児童健全育成事業（学童保育）  
一時保育事業  
特定保育事業  
幼稚園預かり保育事業

##### ②保育サービスの充実

- 通常保育事業の継続
- 認可外保育の実施
- 延長保育事業の実施
- 特定保育事業の実施
- 障害児保育事業の実施
- 乳児保育事業の実施
- 子育てマップ、ガイドブックの作成

##### ③子育て支援のネットワークづくり

- 子育て応援隊（ボランティア）の育成設置
- ブックスタート事業の推進
- 子育てマップ、ガイドブックの作成（再掲）

##### ④児童の健全育成

- 民生児童活動の充実
- 青少年非行防止運動（社会を明るくする運動）の実施
- 子ども手当の支給
- 森っこまつりの実施
- ふれあい体験教室の実施
- 書初め席書大会の実施

青空図書館、あそびの広場の実施  
子ども絵画教室の実施  
どろんこ教室の開催  
子どもの広場の開催  
あいさつ運動の実施

⑤その他

ふれあい運動会の実施

(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

①子どもや母親の健康の確保

母子健康手帳の交付  
予防接種の実施  
乳幼児医療費助成事業の実施  
乳幼児健診、妊婦健診及び相談事業の実施  
マタニティスクールの開催  
妊産婦・新生児訪問指導  
子育て教室の実施  
ぼんぼこ教室の開催  
ことぶき出産奨励の実施

②「食育」の推進

親子料理教室の開催

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

①次代の親の育成

思春期保健教室の実施  
中学生と保育園児及び幼稚園児との交流の実施

②子どもの生きる力に向けた学校の教育環境等の整備

ア 確かな学力の向上

子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実  
A T L 派遣事業の実施（英語指導補助）

イ 豊かな心の育成  
地域との連携による多様な体験活動の推進  
教育相談体制の強化  
読書感想文コンクールの実施

ウ 健やかな体の育成  
スポーツ少年団活動の支援  
各種スポーツ教室の開催  
スポーツフェスティバルの実施

エ 信頼される学校づくり  
学校評議員制度の活用  
就学援助の実施

③ 家庭や地域の教育力の向上

ア 家庭教育への支援の充実  
家庭教育学級の育成  
母親、女性学級の開催

イ 地域の教育力の向上  
体育指導員、スポーツ少年団指導員の育成  
森町教育水準向上対策協議会社会教育部会の活動推進

④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進  
青少年環境点検の日活動の実施

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

①良質な住宅の確保

町営住宅空き室の優先入居

②良好な居住環境の確保

町営住宅の整備

シックハウス対策の推進

③安全な道路交通環境の整備

町道（通学路）の改修、整備  
交通安全施設の整備

④安全・安心まちづくりの推進

防犯灯の料金、設置費補助  
都市公園等の整備・管理  
公園施設（トイレ・遊具等）の改善

（５）職業生活と家庭生活との両立の推進

①多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

ハローワーク、商工会議所等関係機関との連携  
広報・啓発・情報提供の実施

②仕事と子育ての両立の推進

保育サービスの充実  
放課後児童健全育成事業（学童保育）（再掲）

（６）子ども等の安全の確保

①子どもの交通安全を確保するための活動の推進

交通安全教室の実施  
交通安全運動の実施  
交通安全指導の推進  
チャイルドシートの正しい使用の普及啓発

②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

森町不審者情報・対策連絡会の活動推進  
防犯のまちづくり活動の実施  
子どもを守る安全対策事業の実施  
補導事業の実施  
学校等関係機関、団体との情報交換

(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

①児童虐待防止対策の充実

民生児童委員等の活動  
虐待予防の強化体制  
CAPプログラムの促進

②母子家庭等の自立支援の推進

母子家庭の支援の推進  
児童扶養手当の支給  
ひとり親家庭等の医療費の助成  
母子寡婦福祉資金貸付  
母子家庭の母親の就業支援

③障害児施設の充実

障害児福祉手当の給付  
身体障害児（者）補装具の給付  
重度障害者（児）日常生活用具の給付  
重度心身障害児（者）の医療費の助成  
特別児童扶養手当の支給  
障害児保育事業の実施（再掲）  
障害児の居宅生活事業の充実  
養護教育の充実



## 2 具体的推進施策の内容

### (1) 地域における子育ての支援

#### ①地域における子育て支援サービスの充実

##### ア 居宅において保護者の児童の養育を支援する事業

###### ・こんにちは赤ちゃん事業

研修を受けた子ども家庭支援員等が、軽度な被虐待経験等の問題を抱えた家庭に対し、訪問などによる育児相談・支援等を行う

目 標：育児相談等で実施としていることを継続

担当課：住民生活課

##### イ 施設において保護者の児童の養育を支援する事業

###### ・放課後児童健全育成事業（学童保育事業）

放課後に保護者が就労とする小学校1年生～小学校3年生までの児童で、適切な遊び場の、生活の場を与え健全育成を図る。

目 標：平成22年度実施

担当課：住民生活課

###### ・一時保育事業

パート就労や傷病、冠婚葬祭などの理由で、一時的に家庭での保育が困難な場合に対応するため、そのニーズ量の推移をみながら一時保育の実施を検討する。

目 標：検討継続

担当課：住民生活課

###### ・特定保育事業

保護者の就労形態の事情により、週2、3日程度あるいは午前午後のみなど、保育所を利用することができるようにする。

目 標：検討継続

担当課：住民生活課

- ・幼稚園預かり保育事業  
幼稚園で、通常保育終了後の延長保育を実施する。  
目 標：事業継続  
担当課：幼稚園

## ②保育サービスの実施

- ・通常保育事業の継続  
保護者の就労で児童が保育に欠ける場合、保護者に代わり保育所での保育を実施する。  
目 標：事業継続  
担当課：住民生活課

- ・認可外保育所の実施  
鳥崎保育園及び駒ヶ岳保育園の保育事業に対し、補助金支給として運営の充実に実施する。  
目 標：事業継続  
担当課：住民生活課

- ・延長保育事業の実施  
通常保育時間帯の他、保護者の就労事情に合わせた延長保育を実施する。  
目 標：事業継続  
担当課：住民生活課

- ・特定保育事業の検討  
保育所の通常開所時間以外での保育ニーズに対する保育実施を検討する。  
目 標：検討継続  
担当課：住民生活課

- ・障害児保育事業の実施  
集団保育を必要とする障害児保育を実施する。  
目 標：5認可保育所において、それぞれ1名として事業継続  
担当課：住民生活課

- ・乳児保育事業の検討

0歳時からの保育受入れを検討する。

目 標：現在の保育所運営及び財政状況を踏まえ検討継続とする。

担当課：住民生活課

- ・子育てマップ・ガイドの作成の検討

町外からの転入者や新生児家庭訪問等への子育て情報提供を含め、町の施設位置や支援内容をわかりやすく説明するガイドブック等作成、施設配置を検討する。

目 標：平成23年度を目標に検討継続する。

担当課：住民生活課

### ③子育て支援のネットワークづくり

- ・子育て応援隊（ボランティア）の設立の検討

幅広い年齢層ボランティアによる子育て応援組織の設立を検討する。

目 標：検討継続

担当課：住民生活課

- ・ブックスタート事業の実施

6ヶ月健康診断等を受診する親子に対し、絵本のぬくもりを伝えるため絵本プレゼントを実施する。

目 標：事業継続

担当課：図書館

- ・子育てマップ・ガイドの作成の検討（再掲）

町外からの転入者や新生児家庭訪問等への子育て情報提供を含め、町の施設位置や支援内容をわかりやすく説明するガイドブック等作成、施設配置を検討する。

目 標：平成23年度を目標に検討継続する。

担当課：住民生活課

#### ④児童の健全育成

- ・民生児童委員活動の充実

地域における、児童の健全育成や子育て家庭への相談・支援を、民生児童委員を中心に実施します。

目 標：事業継続

担当課：住民生活課

- ・青少年非行防止運動（社会を明るくする運動）の実施

小中学校等の長期休暇において、関係団体と啓発活動を実施する。なお、有害図書及び地域における非行場所の定期的監視を実施する。

目 標：事業継続

担当課：住民生活課

- ・こども手当の支給

制度に基づいたこども手当支給を実施する。

目 標：事業継続

担当課：住民生活課

- ・森っこまつりの実施

公民館を使用し、ゲーム、昔遊び体験や大道芸などのイベントを実施します。

目 標：事業継続

担当課：社会教育課

- ・ふれあい体験教室の実施

小学生を対象に屋外自然体験、料理講習などの教室を開催実施します。

目 標：事業継続

担当課：社会教育課

- ・書初め書席大会の実施

公民館を使用し、小中学生を対象に冬休みを利用し大会開催を実施します。

目 標：事業継続

担当課：社会教育課

- ・青空図書館等の実施  
屋外での絵本等の読み聞かせや、その場での手作り遊びなどのレクリエーションを実施します。  
目 標：事業継続  
担当課：図書館
- ・子ども絵画教室の実施  
児童館を使用し、小学生対象の絵画教室を実施します。  
目 標：事業継続  
担当課：児童年金係
- ・どろんこ教室の実施  
小学生を対象に陶芸教室を開催実施します。  
目 標：事業継続  
担当課：生涯学習課
- ・こどもの広場の実施  
幼児及び小学校低学年を対象に、紙芝居、本の読み聞かせを実施します。  
目 標：事業継続  
担当課：生涯学習課
- ・あいさつ運動の実施  
青少年健全育成協議会が中心となって、地域における児童生徒及び町民を含めたあいさつ運動を実施します。  
目 標：事業継続  
担当課：住民生活課
- ・ふれあい運動会の実施  
幼児と高齢者が、ゲームや踊りなどを通して世代間交流が図られる事業を実施します。  
目 標：事業継続  
担当課：生涯学習課、幼稚園

## (2) 母性並びに乳児及び幼児等への健康の確保及び増進

### ①子どもや母親の健康の確保

#### ・母子健康手帳の交付

妊娠届を提出した人に、保健センターから母子健康手帳を交付し、保健指導等を実施します。

目 標：事業継続

担当課：保健センター

#### ・予防接種の実施

予防接種法及び結核予防法に基づき、ポリオ、二種混合、ツベルクリン、BCG、日本脳炎、麻しん、風しん、三種混合を幼児から学童まで実施します。

目 標：事業継続

担当課：保健センター

#### ・乳幼児医療費助成の実施

就学前の乳幼児医療費を助成し、乳幼児の健やかな成長を図ることを実施します。

目 標：事業継続

担当課：保健福祉課

#### ・乳幼児健診、妊婦健診及び相談の実施

3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月、1歳6カ月、3歳児の健診、股関節脱臼健診、妊婦一般健診と健康相談及び歯科相談を実施します。

目 標：事業継続

担当課：保健センター

#### ・マタニティスクールの実施

妊婦の健康管理と出産・育児に関する知識の向上を図るため実施します。

目 標：事業継続

担当課：保健センター

・妊産婦・新生児訪問指導

妊産婦・新生児等に対し保健師が訪問し、妊産婦の健康状態、新生児の発育・疾病予防等について指導助言を実施します。

目 標：事業継続

担当課：保健センター

・子育て教室の実施

6ヶ月から1歳未満児の乳児と母親を対象に遊びの実技、栄養指導や健康相談などを実施します。

目 標：事業継続

担当課：保健センター

・ぽんぽこ教室の実施

親子遊びを通して、育児知識の普及と母親同士の交流を図ることを実施します。

目 標：事業継続

担当課：保健センター

・ことぶき出産奨励の実施

第3子が誕生したときに、出産奨励金として10万円を支給します。

目 標：事業継続及び見直し検討

担当課：住民生活課

## ②食育の推進

・親子料理教室の実施

学童期における正しい食習慣の確立と適切な栄養摂取について学習することを実施します。

目 標：事業継続

担当課：保健センター、住民生活課

### (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

#### ① 次代の親の育成

- ・思春期保健教室の実施

北海道と連携し、性に関するテーマを基に小学校等において親子参加のもと実施します。

目 標：事業継続

担当課：保健センター

- ・中学生と保育児童、幼稚園児との交流の実施

中学3年生を対象に、手作りおもちゃ、絵本の読み聞かせ等で園児との交流を行い、次代の親の育成に係る子どもや家庭の大切さを理解できる事業を実施します。

目 標：事業継続

担当課：中学校、幼稚園、住民生活課

#### ②子どもの生きる力に向けた学校の教育環境等の整備

##### ア 確かな学力の向上

- ・子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな指導の充実

森町教育水準向上対策協議会の設置、学校教育部による諸事業の実施による指導体制の強化を実施します。

目 標：事業継続

担当課：学校教育課

- ・ALT派遣事業の実施（英語指導補助）

中学校に外国人英語講師を派遣し、英語教育の充実を図ります。

目 標：事業継続

担当課：学校教育課

## イ 豊かな心の育成

- ・地域との連携による多様な体験活動の実施

職業体験学習として、中学生を対象に町内各事業所、商店、工場などで体験労働を実施します。

目 標：事業継続

担当課：学校教育課

- ・教育相談体制の強化

教育相談員による教育相談を専用室に設置、教育に係る諸問題の対応が図られるよう実施します。

目 標：事業継続

担当課：学校教育課

- ・読書感想コンクールの実施

小中学生を対象に、夏季長期休暇後において読書感想文を募集し、優秀作の発表、表彰を実施します。

目 標：事業継続

担当課：学校教育課

## ウ 健やかな体の育成

- ・スポーツ少年団活動の支援

スポーツを通じて、次代を担う少年たちの健全育成を目標に、組織の育成援助を実施します。

目 標：事業継続

担当課：体育課

- ・各種スポーツ教室の開催

各種スポーツの基礎技術の習得、スポーツの日常化、仲間づくり・地域づくりをはかります。

目 標：事業継続

担当課：体育課

- ・スポーツフェスティバルの実施

町内小学校の代表によるスポーツレクリエーションを実施します。

目 標：事業継続

担当課：学校教育課

## エ 信頼される学校づくり

- ・学校評議員制度の活用

学校評議員を委嘱し、地域に開かれた学校運営を実施します。

目 標：事業継続

担当課：学校教育課

- ・就学援助の実施

経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に、学校用品等の購入経費の一部を援助します。

目 標：事業継続

担当課：学校教育課

## ③ 家庭や地域の教育力の向上

### ア 家庭教育への支援の充実

- ・家庭教育学級の育成

小学校の家庭教育学級に講師等を派遣し、育成を図ります。

目 標：事業継続

担当課：社会教育課・生涯学習課

- ・母親、女性学級の開催

公民館事業として、児童の教育、しつけなどの家庭教育の場を提供します。

目 標：事業継続

担当課：社会教育課

### イ 地域の教育力の向上

- ・体育指導員、スポーツ少年団指導員の育成

指導員の資質向上、育成に努めます。

目 標：事業継続

担当課：体育課

- ・森町教育水準向上対策協議会社会教育部会の活動推進  
心を育てる活動、健康を育てる活動のそれぞれ班から、ふれあい体験教室など実施します。

目 標：事業継続

担当課：社会教育課

#### ④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- ・青少年環境点検の活動

森町青少年問題協議会で、町内の雑誌、ビデオ自販機やカラオケボックス、レンタルビデオ店などを巡回、点検を実施します。

目 標：事業継続

担当課：住民生活課

#### (4) 子育てを支援する生活環境の整備

##### ①良質な住宅の確保

- ・町営住宅空き室の優先入居

ドメスティックバイオレンスや虐待を理由に、住宅の入居申し込みがあった場合に、空き室がある場合は優先的に入居させます。

目 標：事業継続

担当課：建設課

##### ②良質な住宅環境の確保

- ・町営住宅の整備

町営住宅の計画的な改修を行い、老朽団地の質を確保します。

目 標：事業継続

担当課：建設課

- ・シックハウス対策の推進

シックハウスは居住する者の健康に悪影響を及ぼすため新築や増築を行う建築確認申請建物について、建築基準法に基づいて指導を行うとともに公共建築物では室内空気環境の検査を実施します。

目 標：事業継続

担当課：建設課

### ③安全な道路交通環境の整備

- ・通学路の改修、整備

町道の拡幅と歩道整備を行い、安全な通学路を確保します

目 標：事業継続

担当課：建設課

- ・交通安全施設の整備

交通安全のため、カーブミラー、道路照明やガードレールを整備します。

目 標：事業継続

担当課：建設課

### ④安全・安心まちづくりの推進

- ・防犯灯電気料金、設置費補助の実施

各町内会における防犯灯電気料金及び新設防犯灯の整備費について、補助金を支給します。

目 標：事業継続

担当課：住民生活課

- ・都市公園等の整備、管理

近隣住民に日常生活の中での憩い、やすらぎ、遊びの場を提供するとともに、避難、防災拠点の確保を図ります。

目 標：事業継続

担当課：建設課

- ・公共施設（トイレ、遊具等）の改善  
老朽化した公園遊具、トイレ等を改築し、誰もが使いやすいものにします。  
目 標：事業継続  
担当課：建設課、商工労働観光課

## （５）職業生活と家庭生活との両立の推進

### ①多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

- ・ハローワーク、商工会議所等関係機関との連携  
関係機関との連携した雇用の確保及び労働条件を改善します。  
目 標：事業継続  
担当課：商工労働観光課
- ・広報、啓発、情報提供の実施  
関係各法や制度を周知するため、広報、啓発活動を実施します。  
目 標：事業継続  
担当課：商工労働観光課

### ②仕事と子育ての両立の推進

- ・保育サービスの充実  
通常保育や延長保育事業の実施により、子育て家庭を支援します。  
目 標：事業継続  
担当課：住民生活課
- ・放課後児童健全育成事業（学童保育事業）（再掲）  
放課後に保護者が就労とする小学校１年生～小学校３年生までの児童で、適切な遊び場の、生活の場を与え健全育成を図る。  
目 標：平成２２年度実施  
担当課：住民生活課

## (6) 子ども等の安全の確保

### ①子どもの交通安全を確保するための活動の推進

- ・交通安全教室の実施

幼児・児童が的確な交通安全判断ができるよう、交通安全教育を実施します。

目 標：事業継続

担当課：防災交通課

- ・交通安全運動の実施

年間実施される全国交通安全運動等期間で、交通安全運動、啓発を実施します。

目 標：事業継続

担当課：防災交通課

- ・交通安全指導の実施

子どもの交通事故防止のため、交通安全期間中は交通安全指導員が通学路に立ち、子どもたちに交通安全指導を行います。

目 標：事業継続

担当課：防災交通課

- ・チャイルドシートの正しい使用の普及

交通安全教室等各種教室開催時に、チャイルドシートの正しい装着方法等の徹底を図ります。

目 標：事業継続

担当課：防災交通課

### ②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

- ・森町不審者情報対策連絡会の活動推進

児童、生徒を不審者から守るため、学校、警察、PTA、町内会、各事業所等が連携し、情報の共有化とパトロールボランティア活動を行います。

目 標：事業継続

担当課：住民生活課

- ・防犯のまちづくり活動の実施

森地区防犯協会を中心に、行政と地域が連携し防犯意識を高め、安心して安全な地域づくりを目指す活動を実施します。

目 標：事業継続

担当課：住民生活課

- ・子どもを守る安全対策事業の実施

子どもを守る安全対策として、毎年小学1年生に防犯ブザーを配布します。

目 標：事業継続

担当課：学校教育課

- ・補導事業の実施

青少年補導委員会を中心に、不良行為の早期発見、非行防止を図ります。

目 標：事業継続

担当課：住民生活課

- ・学校等関係機関、団体との情報交換

青少年健全育成協議会での各種情報の交換を実施します。

目 標：事業継続

担当課：生涯学習課

## (7) 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

### ①児童虐待防止対策の充実

- ・民生児童委員等の活用

児童虐待の早期発見、早期対応のため民生児童委員及び関係機関との支援内容の協議を行います。

目 標：事業継続

担当課：住民生活課

- ・虐待予防の体制強化

新生児や乳幼児訪問等の業務において、早期発見に努めます。また、市町村が通告先としていることを周知し、多種分野との連携で虐待予防に努めます。

目 標：事業継続

担当課：住民生活課

- ・CAPプログラムの促進

いじめや虐待などの暴力から身を守る方法を実践的に学ぶため、CAPプログラムを推進します。

目 標：検討継続

担当課：住民生活課

## ②母子家庭等の支援の推進

- ・相談、指導実施機関の周知と体制の充実

育児不安等を抱えるひとり親家庭に対し、相談、指導機関を周知します。また、医療機関と連携し相談会を検討し、育児不安を解消します。

目 標：事業継続

担当課：住民生活課

- ・児童扶養手当の支給

18歳に到達した年度末までの児童（児童に障害がある場合は20歳）を養育しているひとり親家庭の母又は父、または養育者に手当を支給します。

目 標：事業継続

担当課：住民生活課

- ・ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭等の児童等は医療を受けるとき、医療保険で対象となる医療費の自己負担額の一部を助成し、保護者の負担軽減、健康の向上を図ります。

目 標：事業継続

担当課：保健福祉課

- ・母子寡婦福祉資金貸付

母子家庭の母と寡婦の経済的自立や扶養している子どもの福祉増進のために必要な資金の貸付を実施します。

目 標：事業継続

担当課：住民生活課

- ・母子家庭の母親の就業支援  
母子家庭の母親が就業できるよう、ハローワークなどの労働関係機関等と連携し、求人情報や技術習得機会の提供を実施します。

目 標：事業継続

担当課：住民生活課

### ③障害児施策の充実

- ・障害児福祉手当の給付  
身体または精神に重度の障害状態にあるために、日常生活において常時介護を必要とする障害児に支給します。

目 標：事業継続

担当課：保健福祉課

- ・身体障害児の補装具の給付  
身体障害児の日常生活を容易にするために補装具を交付します。

目 標：事業継続

担当課：保健福祉課

- ・重度障害児日常生活用具の給付  
重度障害児の日常生活を容易にするために、日常生活用具を交付します。

目 標：事業継続

担当課：保健福祉課

- ・重度心身障害児の医療費助成  
重度心身障害児の医療費の一部を助成します。

目 標：事業継続

担当課：保健福祉課

- ・特別児童扶養手当の支給  
中程度以上の心身障害児を扶養している保護者に支給します。

目 標：事業継続

担当課：保健福祉課

- ・障害児保育事業の実施（再掲）

集団保育を必要とする障害児保育を実施します。

目 標：5認可保育所において、それぞれ1名として事業継続

担当課：住民生活課

- ・障害児の居宅生活事業の充実

障害児の居宅生活支援のため、デイサービス事業等の充実を図ります。

目 標：事業継続

担当課：保健福祉課

- ・養護教育の充実

障害のある児童に対し、養護学級を設置します。

目 標：事業継続

担当課：学校教育課



## 第5章 計画の推進に向けて

### 1 進行管理と評価の推進

この計画の進行管理と評価及び改善については、この計画の策定委員による次世代育成支援行動計画検討委員会の設置を検討します。

### 2 財源

この計画の実施にあたっては、事業の重要度や優先度の十分な検討と今後の社会、経済情勢や構造改革の進捗状況、国、北海道の動きさらには森町財政健全化計画、森町行政改革プランの踏まえ、可能な限り進めるよう努めます。

### 3 啓発と交流、情報提供、相談体制の強化

様々な広報活動やイベント、行政各分野の事業推進と連携した啓発活動、交流事業を推進します。

妊娠、出産や健康、子育てに関する各種制度について情報提供の充実を図り、子育ての不安解消や孤立化の防止、支援を必要とする子どもとその家族への相談体制を強化し、生活の安定に努めます。



